

知的障害者が企業への就労を機に障害年金(●)を停止、減額されるケースが2006年から08年にかけて兵庫県内で相次ぎ、社会保険庁が不適切だったことを事実上認め、今月17日に全国の社会保険事務局に是正を求める通知を出していたことが29日、分かった。

社保庁 是正求め通知

施したアンケートで、時期は特定できないものの、34人が「停止、減額された」と回答。出先の社会保険事務所に理由を問い合わせると「就労が3

年続いているため」などと言われたという。

一方、厚生労働省と社保庁は、不服申し立てを受け付ける厚労省の社会保険審査会で兵庫県事務局の判定が覆されるケースが相次いだことから、08年秋以降、同事務局に2回にわたり是正を指導。「障害等級を判定する事務局の認定医が厳しすぎる」などと指摘していた。

社保庁は今回の通知で「就労したことをもって一律に障害年金が支給されなくなる」とのないう、総合的かつ柔軟な判断」を求めている。「全日本手をつなぐ育成会」の大久保常務理事は「兵庫の基準で判定されたら、一般就労している全国の障害者

就労で障害年金停止

兵庫で相次ぐ

政府は06年施行の障害者自立支援法で、就労と地域社会での自立を促しており、障害者団体は「就労しても給与は低く、年金なしでは自立生活は困難。頑張って就労する意味がなくなってしまう」と訴えている。

知的障害者と家族でつくる「兵庫県手をつなぐ育成会」などによると、06～08年に少なくとも6人が障害基礎年金を停止、7人が減額された。いずれも障害等級を軽度に変更されたためだった。

さらに08年1月に会員に実



障害年金 障害基礎年金と障害厚生年金などがある。障害程度によって最重度の1級から3級に分かれる。障害厚生年金は3級でも受け取れるが、障害基礎年金は1、2級の人しか受け取れないため、3級と判定されると支給停止になる。等級は都道府県ごとの社会保険事務局の認定医が判定する。知的障害など生まれつき一定程度の障害がある人は20歳から基礎年金を受け取ることができ、支給額は1級で月約8万3千円、2級で月約6万6千円。障害年金の受給者は08年12月現在、全体で計約181万人。

のほとんどは年金を受けられなくなってしまう。今回の通知で社保庁の対応が改善されることを願う」と話している。